シリーズ「変容期の政治学」①

新しい政治学」への展望

―「政治変容」と「政治学の変容」との架橋

小 野

耕

目 次

はじめに:本研究の目的

第一章 第一 節 「新しい政治学」へ

問題の発端:「ペレストロイカ」とその後 問題の前提:「紛争処理過程の政治学的分析」 の問題提起

の到達点

第三節 問題 の構図:フライバーグの主張とグローフマンの整理

第二章 第一 節 政治学の新たな方向性 問題 の取り組み:「有意性の政治学」の模索

第二節 決定へ の志向:「公共的紛争処理」という新たな動向

むすびにかえて:「新しい政治学」への第一の方向性

69

はじめに:本研究の目的

もまた、必要とされていると思われるのである。 課題に対しては、政治の実践に関わる人々の努力だけではなく、新たな政治をめざすための「政治学者の構想力」 時点において、 容と錯綜」という構図は、多くの国々においてますます鮮明になってきていると思われる。ただし各国政治は現 度を増しつつある。筆者が一○年以上前に刊行した『転換期の政治変容』で示しておいた に記したこの言葉は、 「すべてが新しい世界には新たな政治学が必要である」、トクヴィルが その対抗関係を解きほぐし新たな「政治的安定の構図」を見いだすまでには至ってい 現在の政治学界にも通用すると思われる。今世紀に入り、先進諸国政治の変容は、 『アメリカの民主主義』 「政治的対抗関 第 一巻へ ない。この 、の序文 係 その速

それを「政治学の変容」を志向する最近の研究動向と架橋する試みである。したがって、「変容期 が含意されてい 研究は、 期の政治学」を共通タイトルとする研究論文シリーズとして構想されている。そのタイトルが示すように、この さまざまな形で展開されている「政治学の再検討」と「新たな政治学の試み」の作業に触発されながら、「変容 的に総括しつつ、新しい政治学の可能性が追求され始めている。 いうシリーズタイトルには、「先進諸国の政治の変容」と、 このような問題提起に応えるかのように、アメリカやヨーロッパの政治学界では、これまでの学界状況を批 筆者が現代ドイツ政治を軸としながら行ってきた「先進諸国の政治変容」に関する研究を踏まえつつ、 それを分析するための「政治学の変容」との両 本研究は、二一世紀初頭の段階で欧米に の政治学」と いて 面 判

本稿をその第一論文とする本論文シリーズでは、このような狙いに則しつつ、これまでの政治学研究の動向

とは

検討されるべきである、

と筆者は考えている。

この論点に関しては、

本論文シリー

界に対する筆者なりの問題提起を行いたいと考えている。 者にとって重要と思われる議論のいくつかを、本シリーズの各論文で個別的に取り上げながら、 義を明 0 ターンが見られるため、 批 確化 判的視座」 していくことを試みたい。 を提供すると思われるいくつかの業績と、 「新たな政治学の方向性」についても見解は多様なものとなってい ただし、そのような業績による「政治学の研究動向整理」 その上で、 それをめぐる学界内での論争状況を紹介. 本シリーズ最終論文で、 筆者なりの 我が国 には その ・くつ . の 中 政 その意 治学 か 0

な政治学の構想」を提示する予定である。

いるの 経験 比較政 影響を及ぼ れはまず哲学や社会学の領域における新しい理論動向として登場してきたのであるが、 作業であった。 学の実践化」をめざす研究を行っていく中で出会った、さまざまな立場からの ってお 連 議 筆者がこのような研究を構想するに至った契機は、 論 論に 的 治理 分析を志向する新制度論 しかしながら、 的争点_ は 政治学にお 論の領域においては し始めており、国際政治学や行政研究の領域においても次第に有力な理論となりつつある。 当初から その一つとして特記するべきものは、 う視点から検討するマーシュ がける 筆者には 違和 感を抱い 新 しい 的議論とは異なった、 「アイデアの重視」 「構成主義」 いていた。 の た® 制度論」 という視角を 0) この点に関しては、「 研究動 Ŭ. や 「構成主義Constructivism」 より Marshの議論が示唆的である。 新 向内では 「均衡論から動態論へ」といった新しい視点が提起され始 じい 抽象的な 一新しい 制 第 度論 应 構成主義 制度論」 「メタ理 一の制 0) 研 度論」 内 究動向整理 論 的 の諸 転回constructivist turn」 「新しい政治学の模索」へ と呼ばる のレベ という自己規定もなされ 潮流と同一 比較政治学の領域 その後政治学の領域にも ル れ の後に、 る研 で、 構 究動向である。 そこか 成主 論 理レベ その上で、 Ġ ルに置 向け 政 夕 た 7

ズの第二論文で検討する

予定である。その後に、 新たな論文シリーズの形で、 構成主義的政治理論の包括的な検討作業に取りかかること

こととしたい。 くのであろう。この点を踏まえつつ、本稿では二一世紀初頭の時点で公表されているいくつかのレビュー論文を な理論的主張の根拠にもなっている。各論者が主張しようとする新たな議論に対応した形で、政治学の研究動向 にこそ、新しい政治学が必要とされるからであろう。したがって、ある論者の「研究動向整理」は、 に伴っている。 の問題性が語られるからである。ここから、現在の政治学界の状況を規定する議論もまた多様なものとなってい この「構成主義」をはじめとして、新しい政治学が登場するときには、既存の研究動向を批判する作業がそれ 新しい政治学が登場する際の基盤を形成している、既存の政治学の「理論的構図」 既存の政治学の問題性を克服するために、そして既存の政治学が解き得ない問題を解明するため を明確化する 自己の新た

Perestroika」のアメリカ政治学会批判をまず検討しておく。二〇〇〇年秋に、アメリカ政治学会の会員の中で公 表された「学会批判」のメールの末尾には、一九八〇年代のソ連で実施されていた改革への動きを指す「ペレス ロイカ」が果たした問題提起の意義を検討することが、本稿の最初の課題となっている。 治学会内の「新しい政治学コーカス the Caucus for a New Political Science」の機関誌である『新しい政治学 New メリカ政治学会の機関誌『PS』には、それに関する特集が組まれている。さらに翌一一年には、アメリ トロイカ」という言葉が記されていた。二〇一〇年は、このメールが公表されてから一〇周年に当たるため、 この課題を達成するために、 の誌上でも、これに関する議論が展開された。これらの新しい議論を踏まえつつ、「ペレスト 本稿では、すでに旧稿でその一部を紹介したことのある「ペレストロ 分政 力

これ

Ġ

Ó

課題

は、

本論文シリーズの全体を通じて解明されていくことになるのであり、

本稿

0

みで果たせるも

V 3 (15)

そしてそれは、

抽象的な方向提示にとどまるものではなく、

1

スが提起した概念である「実践知Phronesis」をめぐる議論を手がかりとしながら探っていくこととした

のではない。

したがって本稿後段では、

そのうち第一

の方向性としての「実践的政治学」への

方向性を、

アリス

には思われるのであり、 理とその批判の作業が進行しつつある。 ではない。 ただし、 このような「既存の政治学の研究動向批 日 1 口 ッパの政治学関連の雑誌上においても、 これらの作業を踏まえることによって、「新しい政治学」が登場する理 こちらの議論は、 判 の作業は、 アメリカよりも包括的な形で進行しつつある アメリカやヨーロッパにおける政治学界の アメリカ政治学会内でのみ行われてい 一論的背景 研 るわ 尚

化することが、

本稿の第二の課題となる

き るべきものを構想する」という「規範的志向」 配的パラダイム」が有する「すでに在るもの」としての政治現象を分析するという「経験的志向 主義的な志向性に対する、 性relevance」が模索されていくことになろう。そして第二には、「支配的パラダイム」の定量的・分析的で実証 的方向性」 たproblem-driven_ この二つの課題を解明することにより、 に対する「実践性の付加」である。「方法により導かれた method-driven」研究に対して「課題により導 「経験的分析と規範的分析との架橋」という課題が果たされていく、 マ明らか 応用的appliedで文脈依存的contextualな研究を提起することにより、 にされる。 定性的で、 それは、 理解の視点を加えた解釈学的志向性の提起である。そして第三には、 まず第一に、 本論文シリーズで検討されるべき「新しい政治学における三つ の付加である。これらの作業を通じて、 既存の政治学の「支配的パラダ と思われるのである。 イム 本来の 政治学の新たな が 政治学が果たすべ 有する に対して、「在 理 0) か n

法律学者と政治学者との共同作業による「公共

般化する試みを通じてこそ、 るものでもある。個別的文脈 contextの中から生じてきている紛争 conflicts を処理するプロセスをモデル化し一 的紛争処理Public Dispute Resolution」論という実践的研究動向の中で具体的課題に即してすでに進められてい んど注目されることのなかったこのような領域の業績を検討することを通じて、「理論的な政治学に対する実践 実践的な政治学が構築されることになろう。我が国の政治学界では、 これまでほと

性の付加」という方向性の内実を明らかにすることが、本稿最後の課題となる。

註

巻

上』、岩波文庫、二〇〇五年、

一六頁

- (1) Alexis de Tocqueville, De la démocratie en Amérique, tome 1, Gallimard (Paris, 1951), p. 5. 松本礼二訳『アメリカの民主主義
- (2) 『転換期の政治変容』、日本評論社刊、二〇〇〇年

(3)

における「調停論」 題する以下のシリーズ論文をも参照されたい。 の―」、『年報政治学二○○六―Ⅱ 「政治学の実践化」への試みとについては、以下の拙稿をも参照。「『政治学の実践化』への試み―『交流』と『越境』 筆者なりの、二〇〇〇年の時点までの「新制度論」の研究動向整理については、 比較政治』、東京大学出版会刊、二〇〇一年。その後における制度論の各潮流間の「交流」と、その枠を超え出ようとする の議論に示唆を受けつつ、それを「政策過程」論と接合することを試みた「紛争処理過程の政治学的分析」 政治学の新潮流―二一世紀の政治学へ向けて―』所収、木鐸社刊、二〇〇七年。また、 以下の拙著を参照。 『社会科学の理論とモデル

号所収、二〇〇七年。 「シリーズ 紛争処理過程の政治学的分析① 同「シリーズ 紛争処理過程の政治学的分析② 法律学と政治学との交錯領域へ向けて」、 紛争の構図と政治学的分析視角」、名古屋大学 名古屋大学 『法政論集』 『法政論集』

政論集』第二三七号所収、二〇一〇年。本論文を第一論文とするこの論文シリーズは、この「紛争処理過程の政治学的分析」シリー 第二三二号所収、二〇〇九年。同「シリーズ 第二二三号所収、二〇〇八年。同「シリーズ 紛争処理過程の政治学的分析④ 紛争処理過程の政治学的分析③ 政治学の再検討と紛争処理論の意義」、名古屋大学『法 紛争処理と『公共性』」、名古屋大学 『法政論集

ズの後継と位置づけられている。

と法』 大学『彦根論叢』第三八三号所収、二〇一〇年。 なお、 所収、 上記の諸論文とほぼ同時期に執筆した次の関連論文をも参照のこと。 日本評論社刊、 二〇一〇年 同「コモンズの政治学的分析」、日本法社会学会編『法社会学第七三号「コモンズ」 拙稿 「紛争処理と専門家のリーダーシップ」、

(4) 脱 From Science to Argument," in Frank Fischer and John Forester, eds., The Argumentative Turn in Policy Analysis and Planning, Duke 以下の諸著作を念頭においている。Kenneth J. Gergen, 1999: An Invitation to Social Construction, SAGE Publications (New York Press (Cambridge, 1999) Policy, Oxford University Press (New York, 2003). Alexander Wendt, Social Theory of International Politics, Cambridge University University Press (Durham, 1993). 上野千鶴子編 1999). 東村知子訳、 構成主義に関しては、 —」、小野耕 二編 『あなたへの社会構成主義』、ナカニシヤ出版刊、二〇〇四年。John S. Dryzek, "Policy Analysis and Planning 『構成主義的政治理論と比較政治』 次の拙稿と、それを収録した次の論文集を参照。 『構築主義とは何か』、 所収、ミネルヴァ書房刊、 勁草書房刊、二〇〇一年。Frank Fischer, Reframing Public 拙稿 二〇〇九年。なお、この個所の記述においては 「『構成主義的政治理論』 の意義 -決定論からの離

盤研究B 日にかけて、 筆者は「構成主義的政治理論による先進諸国の政治変容分析:英日独の総選挙の比較を通じて」を研究課題とした科学研究費 「構成主義的政治理論に関する国際研究会議」を開催した。先に紹介した論文集は、この国際研究会議の成果をとり 二○○六年度から○八年度までの三年間にわたり交付された。 本経費により、 二〇〇八年五月三一日から六月一

(6)

Political Institutions, Oxford University Press (New York, 2006)

説

- 果をまとめていくためには、いくつかの論点について事前に確定しておく必要があると感じたため、本シリーズ論文の執筆に踏み 切った次第である まとめたものである。筆者はその後も、この「構成主義的政治理論」と呼ばれる研究テーマを追求し続けているが、その作業の成
- (5) John L. Campbell, "Institutional Analysis and the Role of Ideas in Political Economy," in J. L. Compbell and Ove K. Pedersen, eds.,
- The Rise of Neoliberalism and Institutional Analysis, Princeton University Press (Princeton, 2001)

Colin Hay, "Constructivist Institutionalism," in R. A. W. Rhodes, Sarah A. Binder and Bert A. Rockman, eds., The Oxford Handbook of

- この論文の原ペーパーは、先に紹介した国際会議の英文報告書に収録されている。Koji Ono, ed., Papers toward the Constructivist をも参照。「アイデアおよび言説を真摯に受け止める―第四の Science, vol. 11 (2008). また、上記註二で紹介した論文集『構成主義的政治理論と比較政治』に収録された次のシュミット論文 2006 in Philadelphia. Do., "Discursive Institutionalism: The Explanatory Power of Ideas and Discource," in Annual Review of Political Political Theory, Nagoya University, 2009 Vivien A. Schmidt, "Give Peace a Chance: Reconciling Four (not Three) Institutionalism," Paper Presented at The APSA Meeting 『新制度論』としての言説的制度論―」、 小野編上記論文集所収
- (8) 提起を受け入れなかった。筆者のこの基調報告も、 この点に関しては、上記註二で紹介した国際会議の基調報告において、筆者がシュミットに疑問を提示したが、彼女はこの問題 前註五に挙げた英文報告書に収録されている。
- (9) Third Edition, Palgrave Macmillan (Basingstoke and New York, 2010). 同書第四章に収められているパーソンズ C. Parsonsの 主義と解釈学理論」も参照。 David Marsh, "Chapter 10: Meta-Theoretical Issues," in David Marsh and Gerry Stoker, eds., Theory and Methods in Political Science, また、政治学と行政学の領域における「解釈学的転回」の意義を検討している、 ヘイ C. Hay の次の

論文を多参照。Colin Hay, "Interpreting Interpretivism Interpreting Interpretations: The New Hermeneutics of Public Administration," in

Public Administration, vol. 89, No. 1, 2011

- (10)おいた。「ペレストロイカ」名のメール全文と、それが引き起こした政治学界での議論については、以下の著作に掲載されている。 この「ペレストロイカ」については、前註二で触れた「シリーズ 紛争処理過程の政治学的分析」の第四論文で簡単に紹介して
- Kristen Monroe, ed., Perestroika!: The Raucous Rebellion in Political Science, Yale University Press (New Haven, 2005)
- (12)(11) 2010 Israel Waismel-Manor and Theodore Lowi, "Politics in Motion: A Personal History of Political Science," in New Political Science, vol そこでの議論は、同誌上に掲載されたローウィらの次の論文をめぐり、バローらの批判とそれへの応答という形で行われている。 "Symposium Perestroika in Political Science: Past, Present, and Future," in PS: Political Science and Politics, vol. 43, No. 4, October

33, No. 1, March 2011

(13) Bernard Grofman, "Toward a Science of Politics?" in European Political Science, vol. 6, No. 2, 2007. この論文は、 現状規定とは対照的な整理となっている。この論点については、本稿第一章第三節で検討する ることができるような「分裂の進行ongoing schism」という状況にある、と見なされている。その意味で、ペレストロイカなどの このような議論の整理に関しては、 「政治学の科学性」に関する特集に含まれている。グローフマンの場合には、現在の政治学は三次元の対抗関係によって整理す 以下の論文から示唆を受けた。その上で、それを筆者なりに再構成したものである。 同誌に掲載されてい

(14)Schram, "Introduction," in S. F. Schram and B. Caterino, eds. (2006) Making Political Science Matter: Debating Knowledge, Research, Matter: Why Social Inquiry Fails and How It Can Succeed Again, Cambridge University Press, 2001. Brian Caterino and Sanford F 「支配的パラダイム dominant paradigm」という用語は、 以下の著作などから採った。Bent Flyvbjerg, Making Social Science

本稿第二章で行う。

説

対して、「非一パラダイム的」もしくは「脱一パラダイム的」な政治学をめざす、としている。この論点についての批判的検討は、 and Method, New York University Press. これらの論者は、政治学において現時点で存在すると考えている「支配的パラダイム」に

(15)る紹介としたい。この訳書では、Phronesisは「知慮」と訳されている。アリストテレスのこの概念に触発された上での「実践知 しておいた。 の政治学」へ向けた最近の議論についても、前註二で触れた「シリーズ コス倫理学 この「実践知」概念は、アリストテレスの『ニコマコス倫理学』の中で提示されている。アリストテレス著高田三郎訳 上』、岩波文庫、二○○九年、二八六頁以下。残念ながら筆者はギリシャ語を解さないので、ここでは訳書のみによ 紛争処理過程の政治学的分析」の第四論文で簡単に紹介 『ニコマ

前註二で紹介した拙稿「コモンズの政治学的分析」の中で簡単に紹介したことがある。

(16)

この議論については、

されているのである。

でも紹介した論文シリーズ

「紛争処理過程の政治学的分析」

なのである。

そこでは、

紛争処理のため

0)

調停頭

視点を踏まえ、

筆者が公共的

問題の

解決。

ププロ

セスをモデル化するために進めた研

究の成

果が、

本

稿

第一章 「新しい政治学」への問題提起

第 節 問 題 の前提 :「紛争処理 遍 程の政治学的分析」 0) 到達点

考え、「政治学の実践化」への試みを開始したのである。その際には、アメリカ政治学会内で開て取り組んできた「アジア法整備支援」プロジェクトが本格化していく中で、筆者は政治学の 民教育」をめぐるタスクフォ 治学」へ向けた検討作業の到達点を確認しておきたい。二○○○年代に入り、 しい政治学」への試みの検討を始めるにあたり、ここではまず、 ースの活動を参考にした。 その際には、アメリカ政治学会内で開始されていた「市 筆者がこれまでに行ってきた 名古屋大学法学研究科が機 領域 からの貢献 的政

的に直 である。 のイメージは、 編 Е **:集へとつながっていった。これらの作業の中で、「公共的な問題解決」を志向する「実践的政治学」が追** 政治のイメージを「市民にとって『他者』としての政党や政治家」だけに限定するのではなく、 オストロムがかつてアメリカ政治学会会長演説で述べたように、これまでの政治学教育における 面する社会的 アメリカ政治学会におけるこの問題提起は、 国政のレベルに、そして政党と政治指導者の活動に限定されすぎていた、と思われる。 問 問題に、 主体的に対処するための技法として政治学の知見を活用することが望まれ 上記のタスクフォースの設立と、それによる新たな論文集 市民が日常 このよう 7

79

る 紛争 mediation_ る 合意に至らなけ 処 立 Ŧ 関 理され 才 デ 「決定作 調 係 ル化 処 1 停に 理 が ル 7 過程分析のための出発点を確認した。 0 成 おい Þ ため 13 調 論 停 き Wall Jr. 7 れば と異なる点であり、 ては、 人 mediator_ Ó 最 基盤とし 政 「終的には合意へと至る過 「不調」 らに 策 当事者間による合意の形成が 分析 よる「調停論の て利用 E となってしまう。 という お け る そのことが 「第三者」 た。 政 まず 策過 Ŀ ユ 程 調 程 この との それ 一調 1 停論 が policy 論文 が点は、 理論化され 停 相 は、 不 0 可欠の要素で 互. process 領 作 紛争当 を モ 域 利用 デ 崩 政 K 沿過程 ル 0 たも 事者 单 お 0 -で次第 なが 論 適 (V) ては 0 とを、 用 13 あ 間 で 5 0 口 お 能 it あ 対

とい され デル 提起 段階 たもの ħ におけ 政 0 0 とは、 策形 ば、 が、 間 た手法でも、 3 政策決定、 題点を踏まえ、 以 成 合意によらなくとも る第三段階としての ①争点の 下 ブ 0 口 第 セ 決定は作成され履行されうるからである。 ④決定された政 ス 認識と受容、 図に示す 0 そ 几 |段階 Ò 調停」 論 政 調 決定作 策決定 策 停 لح (2) \dot{O} 政 モ 0) いう視角 炭 実施 策 椊 デ ル 0 組 だけ対 は 選択肢と決定基準との 0 であ 際に 可 として表現され の結合を試みた上で作 能となる。 L は る て、 ここで挙げ 政 決定基準 策 妥協や多数 渦 程 ただし、 る。 が 論 ح 明 明 た 成 確 確 0 お 涣 化 T 川 it

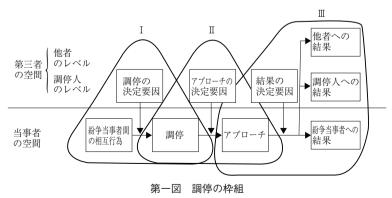
る

性

0

幅を狭めている、

と筆者は考えている。



ĺ

のセル 図 0 段階ではそれはまだ明示されていない。ここでは、 今述べた「政策形成過程の四段階」 に対応していることだけを付記しておきたい 第一 図中段に引かれてい る横線の下に置 か ñ 7 (V る四

停論 果が、 普遍性 ているのである。そしてこの作業を通じてこそ、文脈依存的で「課題により導かれた」、 可能性」 過程においても、 よって、 である。 結果をもたらしうると想定されている。そこに、「合意」 る可能性を明確化しえた、 私的な形であれ 0 への経路を見いだす、 を考慮することが必要であろう。 つまり第 視角を付加した「 また「政策形成プロセス」モデルにおいては、 「調停」論と「政策形成プロセス」 「第三者の空間」を念頭に置き、 図における下段の段階のみによってプロセスが進行しうる、 「規範形成の過程」という側面を有することと同型的である。 と筆者は考えている。 政策形成 と思われる。 の枠組 この点は、 この作業を通じる中でしか、 を、 第二図として示しておこう。 論との結合を試みることによって、 先に述べたように、「調停」の枠組みでは「合意形成」 政策形成プロセスを担う各当事者が、 調停の作業が 基本的に「政策決定に関わる当事者の 以外の決定作成メカニズムを組み込むことが必要な 「個別的紛争処理」 政策形成は進行 と考えられてい 両モデル これらの点を踏まえて をめざしつつも、 し得な 「個別的紛争処理」 自己の主張の 1, 間での協 限界性 る。 と筆者は考え 政 策 を突破 「普遍 その だけ 彩 は、 成 が

を処理するため 政治学の ズ論文では、 ように、 論モデルとして利用しながら、 実践化とは、 の手がかりとなる政治学的枠組みを提示することであろう。 紛争処理 このような視点からの一 政策的対処を必要とするような課題や紛争に直面した市民に対して、 過程の政治学的分析」と題するシリーズ論文では、 それを発展させつつ つの試みとして、 「紛争処理」 「政策形成のためのミクロな実践的 のプロ 筆者がこれまでに取り組 セスモ 「調停」 こデル 論と「政 の それ 構築を試 策形 モデ 5 0) ĺ みてきた。 んできたシ を提示 デ

連繋していくと思わ 次節以降では してみた。 この 他 到達点は、 0 視 れるの 角 か ?ら新 であるが、 本稿後段で検討する たに 政治学の実践 その点を確認する作業の 「公共的紛争処 化 を 試 Z る理 前 理 論 論 動 لح

を検討することとしたい

第 一節 問 .題 の発端 ~ レ ストロ イカ」 とその後

題提起」の発端となった二つの業績を検討しておこう。 内容を簡単に紹介したところであるが、 刊されており、 ンマー との署名を有するメールである。そして第二の契機は、 すでに本稿「はじめに」でも言及した、「ペレストロ ルとする発想」 本節と次節では、 -クの 政治学者フライバー を批判しながら「社会科学」の 次節で検討することとしたい。 「新しい 政治学」へ グの著作である。こちらは二〇〇一年に公 向けた欧米政治学界におけ 本稿 0 問題 以下、 あり方を採ろうとした、 関 イカ Mr. Perestroika 前稿でもすでにその その発端 「自然科学をモ の第 Ź

集責 心に添った形でまず î 付 任者宛に送付さ され た X 本稿 1 は 問 ル 向 Ⅲ 構造的エラボレーション I 条件づけ Ⅱ 相互行為 他者への 結果 他者 のレベル 第三者 第三者の視点 による対策・ 処理策の検討 第三者の視点 による決定内 の空間 第三者の視点 関係者 関係者への を通じた問題 のレベル 結果 容の検討 争点の変容 | 問題への対応策、 | |紛争処理策の提示 対応策・処 理策の決定 当事者による問 当事者への 当事者 題・争点の認識 結果 の空間 〈アジェンダ設定〉 〈政策形成〉 政策決定〉

第二図 政策形成の枠組

が、

7

メ

íJ

カ政治学会の機関誌PSとA

P う署名 S

R

レストロイカ」

から検討していこう。

レストロイカMr. Perestroika」

とい

が 0 編 最

後

らされることを望む」というアピール文と、 学会のオーウェル的システム the Orwellian systemの解体へと導き、この学問領域に真の改革 Perestroika がもた 占めるに過ぎない短いもので、 れたのは、二〇〇〇年一〇月一五日のことであった。その受取人の一人であったモンロー K. Monroe は、 『ペレストロイカ!』の第一章に、このメールをそのまま収録している。この第一章は、 全部で一一の質問からなっている。そして最後に、 署名が付されているのである。 「このメー 論文集の中で三頁 ルがアメリカ政治 その

アメリカ政治学会内に大きな学問的反響を引き起こした点について、私は前稿で以下のように記しておいた。 けでもない。したがってこのメールの内容を、 主義」といった用語は使用されておらず、また他の手法に基づく政治学の学問的意義を積極的 それはアメリカ政治学会における計量的・数学的手法を用いた政治学研究の支配を批判したのであり、 きわめて「学会内政治的な問題提起」を行ったものであるように思われる。その要点を端的にまとめるならば、 い。それはただ、アメリカ政治学会の執行部とその機関誌の一つAPSRの編集部が、 治学会機関誌の編集部に多様な人材を容れるべき、といった主張がなされている。 して政治学会内における多元主義pluralismを主張したと受け止められた。 部の者によって占められている、という告発をなしたにすぎないのである。そのようなメールでありながら、 最後のアピール文からも窺えるように、このメールは激しい口調で、「政治学的な問題提起」というよりも 学問的な意味で「多元主義を主張した」と整理することはできな 確かにこのメールでは、 しかしこのメール内で「多元 ある研 究動向を代表する に展開 アメリ それに対 'n

学者たちが感じていた抑圧された不満 suppressed dissatisfactionsを明確な形にしたように思える」、 後にアメリカ政治学会会長となったルドルフS. H. Rudolphは、「このメッセージは、 かなりの割合 と記 0 政治

学」をモデルとしながら「科学science」としての政治学をめざす潮流と、他方で人間行為への「解釈的手 まとめた、としている。 に置いており、そして後者には多様な潮流が属しているため、それを「解釈的interpretative」という単 法」を用いる潮流との対立として整理されている。 始めたのである。 ている。 のあり方を再検討する論争を誘発したと言えよう。 すなわち、このメールをきっかけとして、これまで学会内に鬱積していた学問的な不満が表出され したがって、一見すると「政治的呼びかけ」にも受け取れる一本のメールが、「政治学」 彼女は、前者の代表例として「合理的選択理 ルドルフの論文内では、それは、一方において「自然科 を念頭

は新たな論点を付加したと考えられたのである 著作『社会科学の方法論争』などが、その例としてすぐに想起されうるであろう。そこに「ペレストロイカ論争」 行動論革命」の提唱や、キングらの著作『社会科学のリサーチデザイン』に対する批判を含んだブレィディらの た、一九世紀末のドイツにおける「方法論争 Methodenstreit」の例に遡るまでもなく、この種の論争は、アメリ 流派政治学」への対抗勢力の手法の鮮明化へ向けた作業が開始されたのである。ルドルフがその論文内で言及し る「解釈的手法」を用いる潮流が提示されている。ここに他の対立軸も付加されながら、二一世紀における「主 カ政治学界の歴史においては第二次大戦後にもたびたび繰り返されていた。行動論に対するイーストンによる「脱 このようにして、ペレストロイカの学会政治的告発メールには学問的意義が与えられていった。そこではま 「自然科学をモデルとした、政治学の『科学化』」をめざす研究潮流に対して、行為者の主観的側面に着目す

「はじめに」でも記したように、二○一○年は、このメールが送付されて一○周年となる年であり、 アメ

本稿

女たちの評価によれば、

政治学の領域はまだ十分に多元化されておらず、

れ 誌APSRに掲載された論文の引用文献をデータベース化した上で取りまとめた壮大な学界レビューが掲載され Political Science』には、 いる。同誌上では、 ている。 ^カ政治学会の二番目 アメリカ政治学会内に設置されている「新しい政治学のためのコーカス」の機関誌 最近になって公刊されたこれらの論考の中では、 、それに関する批判的検討がなされる中で、 .の機関誌であるPSがそれを記念して「誌上でのミニシンポジウム」 ローウィ T. Lowiらが、この間一〇〇巻を超えるまでに至ったアメリカ政治学会の機 ペレストロイカがもたらしたアメリカ政治学会に対 ペレストロイカ論争がこの間有 新 を掲載してい した意義も検討さ 政治学New

する影響について、次のような議論がなされている。

たといわれる「多元主義」については、少しずつであれ実現の方向をたどっていると言えよう。 は変化がみられず、「依然として閉鎖的である」という批判も投げかけられているが、ペレスト きた歴史分析や定性的分析の論文がそこに掲載されてきている。第一の機関誌であるAPSRの掲載論文に関 学会の第三の機関誌Perspectives on Politicsが二〇〇三年に創刊され、 会会長の職に就くという状況が見られた。また、ペレストロイカと直接の因果関係はないものの、 進がみられた、 まず、ペレストロ と評 〒価され イカが主要に問題とした「学会内のリーダーシップ」に関しては、 てい る。 メール内でその名が挙げられていた政治学者たちも、 それまで「軽視されている」とい 多様性 その後アメリカ へ向けて一 口 イ アメリ -カが主 定の 力政 わ れ 前

登場してきており、 Schwartz-Sheaによる論文に記されているように、「定性的で解釈的な研究 qualitative and interpretive research」 問 内容 の 点でいえば、 方法論的に多様な研究がアメリ PS誌上でのシンポジウム カ政治学会内で進められているいる、 つ の 中のヤーノゥ D. Yanowとシュヴ と思われる。 ァ ツーシ しかし 彼

したがってこの論文は「この学問 the

discipline(=政治学:引用者補記)の方法論的状況は、いまだに強い改革 strong Perestroikaを必要とする!」と うな方向を示さずに、現時点での「主流派」への対抗意識だけを鮮明化したという点において、ペレストロ とこそが、真の「多元化」を達成することに繋がっていくと思われるのである。自らが進むべきと考えるそのよ 究を進めてきており、このような形で既存の研究動向を批判しつつ自己の明確な方法に基づいた研究を進めるこ 量的方法のヘゲモニー the hegemony of quantitative methods」に対抗する多様なもの、という形でしか示されて の問題提起は消極的なものにとどまっていた、ということができよう。このような限界を乗り越え、政治学研究 いない。ヤーノゥらは独自に、自然科学をモデルとした政治学研究に対抗しつつ、「解釈学的方法」に基づく研 いう文で締めくくられている。ただし、その改革がめざすべき学問的方向性は、学会内で主流を占めている「定

問題の構図:フライバーグの主張とグローフマンの整理

の新たな方向性を探りつつあると思われる業績を検討することが、次節の課題となる。

ペレストロイカの問題性とは一線を画している。そして彼によって進められた政治学の「自然科学化」批判は、「新 判対象を明確化した上で、その批判の論点を明確化する」という点で、フライバーグの主張は、 上で、その前半部分において「自然科学をモデルとした社会科学の『科学化』」への動きを批判している。この「批 版局から刊行された。すでに前稿でも簡単に紹介したように、この著作では「社会科学」一般を検討対象とした バーグB. Flyvbjergの著作『社会科学を重要なものとするMaking Social Science Matter』がケンブリッジ大学出 前節で紹介してきたペレストロイカのメールが送られた翌年の二〇〇一年には、デンマークの政治学者フライ 前節で紹介した

る部分も多い。

ただ、

たな政治学の模索」の作業における第一の方向性を指し示していると思われるのである。 フライバーグの著作における主要な主張を整理しておこう。 この点を詳述する前

judgementとが中心的な役割を果たすために、 我々にとって必須の具体的課題を研究する、という内実を有するものである、としている。 学の進むべき方向を模索している。ここで「実践知」とは、実践的知識と実践的倫理とを含み込む概念であり、 であった」のである。 においては、実践は常に「文脈依存的な判断 context-dependent judgementに基づく条件依存的 contingent なも 言する。人間の行為を分析対象とする社会科学においては、その行為の文脈contextと、そこで人々がなす 「実践知的社会科学 phronetic social science」とは、 フライバーグは、 その著作の第一部において、 そして第二部では、 アリストテレスの「実践知phronesis」の概念を手がかりに、 自然科学とは異なった方向へ進まざるを得ない、と主張する。 社会科学は自然科学の方向 価値valuesと権力powerとを中核的概念とし、 へ発展することはできない、 現代に生きる 社会科 彼

して、社会的に有意な研究を進めることが、「実践知的社会科学」の責務だとフライバーグは主張するのであ して最後に、社会科学者のそのような研究成果を、市民と分かち合うことが必要だ、と記している。このように そして第二には、 社会科学者は自然科学のような「予見的理論」をめざす「実りのない努力」を断念するべきだ、という点である。 これらの議論を踏まえ、 社会科学者は今日の社会で生起している様々な問題を取り上げるべきだ、という点である。 彼はその著作の末尾において、以下の三点を結論として主張している。 その第

筆者もまた「実践知的社会科学」の可能性を追求しようと考えており、フライバーグの問題提起には共感でき

のカウンターイメージとしての「従来型社会科学」像がやや単純化され過ぎている点である。

フライバーグの主張において問題と感じられる点は、

自己の主張する「実践

知的

社会科

彼が

「社会科

学における支配的潮流the dominant streak」と名付けたものは、自然科学化を追求するものであり、「社会から次 第に孤立化し、それ自体のためだけに行われる不毛な学問的作業であるa sterile academic activity」とまで記 ている。少なくとも、 批判の対象とする理論の問題性を具体的に指摘しない限り、そこから新たな理論的

しその成果を市民と共有する、といった研究内容と研究の手法の提起は引き継がれるべきものであろう。 望みがたいであろう。この点に不満は感じられるものの、フライバーグの結論において、「今日的課題」

ラムは 同書の目的を「フライバーグの議論をより発展させること」と明記している。そしてそれに続く第一章で、 上で、新たな政治学の模索を試みているシュラムS. F. Schramの作業も、 作業を付加することが必要なのであった。この点では、ペレストロイカとフライバーグの問題提起を引き継い 隘性を現在の理論動向内に位置づけた上で、対立軸を鮮明にし、そこからの脱却の可能性を探る、 に説得的な形で提示したものとは評価し難いと思われる。彼の指摘は重要であるが、「支配的潮流」 彼のめざす シュラムは、先に触れた論文集の共編者であるカテリーノB. Caterinoと共同で執筆した「序論」において、 フライバーグの議論は、「支配的 「ポスト・パラダイム的政治学」を提唱する。それは、自然科学に範を取った「支配的パラダイム」 「実践知的社会科学」の実践性と性急に対置されたために、社会科学としての理論的発展方向を十分 (研究) 潮流」の問題性を指摘しようとするものであった。しかしそれが、 同様の弱点を抱えていると言えよう。 という学問 の理論的

パラ

の対立の構図を、

「文脈依存性」

の重視と「決定作成」志向性の対置によって明確化することが必要だったと思

の軽視という方法論的特質を描き出した上で、それと

に対しては、その「一般理

論

志向による「文脈依存性」

ダイム」への性急な批判と、それに対する自己の議論の「新しさ」の単純な対置であった。「支配的パラダイム」 脱却しようとする意図を表現した用語であろう。その語用法に見られるシュラムの作業はやはり、「支配的

を検討

立 向を明

一軸を、

本稿では

「理論的

対

実践的」という軸で置き換える、

という試みである。

?確化してみたい。

その「展開」とは、

具体的には、

グローフマンによる「理

論 的

対

応用的」

という対

うな作業を可能にするような「研究動向整理」を検討することが、 われる。 その作業を通じる中でしか、「新しい政治学」は模索し得ないと、 次の課題となる。 筆者は考えてい る。 従って、そのよ

るの Grofmanのレビュー論文である。彼自身は、「合理的選択理論」という「支配的潮流」に属しているのであるが、政治学の領域において、このような作業を最近もっとも的確に行っていると思われる業績は、グローフマンF ongoing schism」として把握している。そしてその「三次元」とは、 ではなく、「科学主義scientism」をめぐる三次元の対抗関係によって整理することができるような 彼は現時点における政治学の理論動向を、「支配的潮流」対新しい「批判的潮流」という単純な二項対立として そのことがかえって他の研究潮流の多様性を把握する上でのメリットとして作用しているように感じられる。 以下の三つの対立軸を意味しているのであ 「分裂の進行 ーフマンΒ

- 分析的 /定量的 analytical/quantitative 対 人文学的 /解釈的humanistic/interpretive
- 経験的 empirical 対 規範的 normative

理論的 theoretical

対

応用的 applied

有用と考えられるので、それを筆者なりに展開させながら、 表を参照してほしい。ペレストロイカによる主流派批判は、そこでは「理論的で、人文学的 な特徴を有する「定性的で解釈学的なアプローチ」の一種、として位置づけられている。 のような三本の対抗軸で区切られたセルの中に、 どのような理論動向が位置づけられるの 現時点における「新たな政治学」 この手法は かは、 への三つの発展方 /解釈的で、 以下の 非常に

理論的志向を何に対して

ことにより、「応用」は「実践」に転換される。

どのように「応用」するか、

という問題をたてる

る 立 れたものでもあろう。これに対しては、三つの対 シュラム等によって「支配的パラダイム」と呼ば それは、 る具体的な課題」に対して、その解決をめざす ペレストロイカやフライバ のセルに位置づけられるか、という問題である。 念頭に置いていると思われる「支配的潮流 う語の意味内容が特定化されていくことになる。 うことである。そのことにより、「応用的」とい それは自己の理論を、「今日の社会で生起してい 「決定作成志向」という形で「応用」する、とい |軸に添う形で三つの方向への離脱が起こってき そこでまず考えるべき点は、 という特徴を有する研究潮流と特徴づけられ それは と思われるのである。そしてこれこそが、 第一表の左上のセルであろう。 「理論的で、分析的/定量的で、経験 ーグの業績を検討した 合理的選択理論を すなわ がど

第1表 政治学における三次元の対抗

75 - 27 - 27 - 37 0 - 77 BOX 11 B			
		理論的	応用的
分析で量 的	経験的	純粋科学としての政治学 シカゴ学派:1910~30年代、ミシ ガン学派:とくに50~70年代、ロ チェスター学派:60年代後半から 90年代前半	公行政の研究 制度的/憲法的政治工学
	規範的	分析的政治哲学(ロールズ) アローの不可能性定理 コンドルセの陪審定理	政策分析(ハロルド・ラスウェル、 とくに40年代~50年代) 倫理と価値の科学的研究
人文 学的 解 釈的	経験的	定性的で解釈学的なアプローチ (ペレストロイカ運動:90年代~ 現在)	現代史としての政治(ジョンズホ プキンス学派:大体1890年代~ 1910年代)
	規範的	伝統的政治哲学	民主的シティズンシップのためのトレーニング(トーマス・リードAPSA政策委員会:20年代後半~30年代初期、第二次大戦直後の再活性化)、政治的行動主義(新しい政治学のためのコーカス:60年代後半、70年代初期)

月号所収

東京大学出版会刊。

筆者による本格的作業の

最

初

0

0

形で公刊され

てい

る。

拙

稿

政

治学の実践化

試

み

一交流

めざすも

0

 \mathbb{H}

本政

治学会編

定

報政治学 所

> 一〇〇六年 0)

-度第

号

Ó

新

潮流

世紀

0

政治学

向けて一

収

木鐸社刊、

二〇〇七年

になろう。 批 現時点における を志向する」 フライ 7 、の志向 判 左下にあるコアこそが、 13 0 ると考えら 対 バ にを有 1 象になっ この グに 実践的 す ような Ź よる批判の ń 実践的」 た領域である。 る。 政 理 治学をめ そ 論 新 ħ 的 な政 「支配 を第 Ĺ 方向を表現するならば、 潮 11 流 ござす 治学をめざす 政 から 的 治学」 そしてこの 図 潮流」 とし 研 離脱 究動 7 として、 向 0 下に掲げ 潮 見 図 文脈 と位 流 取 0 单 0 n ~ 依 それは 置 内 図 ておこう。 [を描 存 う 実を描き出 ・スト け 的 先 B 問 自 た 紹 n 口 **|**然科 上 ること 題 イ 介 解 カ 0 0 図

(1)京大学出 拙 稿 0) 試みにお 政治学の 版会刊。 教科科 it る 同 書には 筆者なり 法科大学院の 何が必要か の初期)政治学には何が必要か」、 0) 作業につ U P V 二〇〇二年 、ては、 以 下 Ū 0 ○月号所収 諸 P 論稿を参 110011

成果は以 لح す 政 脈 越 東 決 t.= 治 規範的(経験的分析規範的議論との架橋) いわゆる「支配的パラダイム| 定性的·理解志向的; 2') 1) 理論的: 解釈学的 自然科学 主観性志向的 志向的 理論駆動的 定量的·分析的: 実証主義的 1′) 実践的:課題志向的 有意性への志向 客観性志向的 3) 経験的

とが

次章

0

課題となる。

註

新しい政治学への三次元の方向性 第三図

(2)

Science Association, 1997," in American Political Science Review, Vol. 92, No. 1 (March, 1998), p. 18

Elinor Ostrom, "A Behavioral Approach to the Rational Choice Theory of Collective Action: Presidential Address, American Political

- (3) A Call for Reactions and Contributions," in PS: Political Science and Politics, vol. 31, No. 3, September 1998. ここでは、「市民教育」 (Washington D. C., 2005). この著作に関しては、 Democracy at Risk: How Political Choices Undermine Citizen Participation, and What We Can Do About it, Brookings Institution Press 育すること」(*Ibid.*, p. 636.)また、このタスクフォースの活動の成果として、次の著作も刊行されている。Stephen Macedo ed. の目的を以下のように定式化している。「公共的な問題の解決public problem solvingへ向けた活動に関与する動機と能力とを教 Cf., American Political Science Association, Task Force on Civic Education in the Next Century, "Expanded Articulation Statement 前掲拙稿「『政治学の実践化』への試み」で簡単に紹介している
- (4) Theory Development," in Journal of Conflict Resolution, Vol. 45 No. 3 (June, 2001). この論文の書誌情報は以下の通り。James A. Wall, Jr., John B. Stark, and Rhetta Standifer, "Mediation: A Current Review and
- (5) この点に関しては、 前掲拙稿のうちシリーズ第三論文である「紛争処理と『公共性』」を参照
- (6) この論文集の第一章には、そのメールの原文がそのまま収録されている。また、「自然科学をモデルとする発想」を批判しながら「社 下の著作を参照。Kristen Renwick Monroe ed., Perestroika!: The Raucous Rebellion in Political Science, Yale University Press, 2005 Making Social Science Matter: Why Social Inquiry Fails and How It Can Succeed Again, Cambridge University Press, 2001. この両者に ついては、 会科学」のあり方を探ろうとした以下の著作は、「政治学のあり方」をめぐるもう一つの論争の出発点となった。Bent Flyvbjerg 五日に発信されたメールを出発点として開始された、「政治学のあり方」をめぐるアメリカ合衆国における議論に関しては、 「ペレストロイカ氏Mr. Perestroika」と名乗る個人ないしは集団から、アメリカ政治学会誌の編集者たち宛に二〇〇〇年一〇月 前掲拙稿のうちシリーズ第四論文である「政治学の再検討と紛争処理論の意義」で簡単に紹介している。

727

- (7) Press, 2006. その第一章で、編者の一人であるシュラムは、「ペレストロイカ」が批判したアメリカ政治学会内の「主流派」におけ 的に検討することになる。S. F. Schram, "1 Return to Politics: Perestroika, Phronesis, and Post-Paradigmatic Political Science," in S. F. る「共通の方法論the same methodology」を、「支配的パラダイム the dominant paradigm」と呼んでおり、それに対して「ペレスト ロイカ」は多様な政治学研究の手法を強調した、と整理している。このような呼称とその整理の仕方については、 Schram and Brian Caterino, eds. Making Political Science Matter: Debating Knowledge, Research, and Method, New York University 「ペレストロイカ」とフライバーグの著作とが引き起こした政治学界内部の論争状況を示している以下の論文集を参照。Sanford 本節後段で批判
- Schram and B. Caterino, eds., *ibid...*, pp. 18–19.
- (8) 前掲拙稿「政治学の再検討と紛争処理論の意義」、二七三―二七四頁。

Susanne Hoeber Rudolph, "Perestroika and its Other," in K. R. Monroe ed., op. cit., p. 12

(i) Ibid., pp. 15–16.

(9)

- (11)University Press, 1994. 真渕勝監訳『社会科学のリサーチ・デザイン:定性的研究における科学的推論』、勁草書房刊、二〇〇四年。 Gary King, Robert O. Keohane, and Sidney Verba, Designing Social Inquiry: Scientific Inference in Qualitative Research, Princeton
- (12) 2004. 泉川泰博·宮下明聡訳 Henry E. Brady and David Collier, eds., Rethinking Social Inquiry: Diverse Tools, Shared Standards, Rowman & Littlefield Publishers 『社会科学の方法論争:多様な分析道具と共通の基準』、勁草書房刊、二〇〇八年。
- (13) Perestroika in Political Science: Past, Present, and Future," in PS: Politics and Political Science, vol. 43. no. 4 (October 2010), pp. 725-このシンポジウムの内容に関しては、 以下の「序論」を参照。 Patrick J. McGovern, "Editor's Introduction to Symposium
- (14)本稿 「はじめに」 の註一二を参照。 ローウィ等のこの論文と、それをめぐる同誌上での論争については次稿以降で取り上げるこ

- Politics and Political Science, vol. 43. no. 4, p. 729 Timothy W. Luke and Patrick J. McGovern, "The Rebel's Yell: Mr. Perestroika and the Causes of This Rebellion in Context," in PS:
- (16) Gregory J. Kasza, "Perestroika and the Journals," in PS: Politics and Political Science, vol. 43. no. 4, pp. 733-734
- (17) Dvora Yanow and Peregrine Schwartz-Shea, "Perestroika Ten years After: Reflections on Methodological Diversity," in PS: Politics

and Political Science, vol. 43. no. 4, pp. 741-745

Turn, M. E. Sharpe (Armonk and London, 2006)

- (18)討する予定である。D. Yanow and P. Schwartz-Shea, eds., Interpretation and Method: Empirical Research Methods and the Interpretive この間の彼女たちの研究成果を取りまとめた論文集として、以下のものを参照。この著作については、本シリーズ第二論文で検
- (19) 2001 Bent Flyvbjerg, Making Social Science Matter: Why Social Inquiry Fails and How It Can Succeed Again, Cambridge University Press
- *Ibid.*, p. 136.
- 3 *Ibid.*, p. 166ff.
- ② Ibid., p. 166.
- (23)う語が含まれている。 本章の註七で紹介してあるシュラム等の編著の第一章を参照。すでにそのタイトルの内に「ポスト・パラダイム的政治学」と言
- (24)B. Caterino and S. F. Schram, "Introduction: Reframing the Debate," in S. F. Schram and B. Caterino, eds., op. cit., p. 11.
- ここで念頭に置いている業績は、 以下のものである。本稿「はじめに」の註一三を参照。B. Grofman, "Toward a Science of

(25)

Politics?" in European Political Science, vol. 6, No. 2, 2007

26 *Ibid.*, p. 147

(27)

第二章 政治学の新たな方向性

第一節 問題への取り組み:「有意性の政治学」の模索

きな改訂作業を経て、二〇〇二年に第二版が、そして二〇一〇年に第三版が刊行されている。 Stokerが編集した著作 を紹介しておこう。 三版に初めて収録された最終章「政治学の有意性」を検討することになるが、その前にこの教科書の簡単な構成 まな分析手法をコンパクトに紹介している政治学教科書に目を向けてみよう。マーシュ D. Marshとストー 前章までの「政治学における研究動向整理」を踏まえつつも、本節ではまず、欧米の政治学界におけるさまざ 『政治学における理論と方法』は、一九九五年に初版が刊行されたのち、二度にわたる大 本節では、その第 カー

混沌となる傾向にある」という言葉を引きながら、「政治学もその例外ではない」と付言する。 法を紹介すること」である、 この教科書の基本的な狙いは、 と記されている。その上で彼らは、「全ての学問領域は、 編者たちが著したその序論において「政治学者が、自分たちの研究を進 その発展 政治学には現在 0 程度に応じて める手

多様

にとどまらない

ことは本書の大きなメリットであり、それが版を重ねていくことは了解可能である。しかし本書の特徴はこの点 合理的選択理論 されている。ここから編者たちは、その時点で有力と思われるアプローチにそれぞれ一章を割り当てながら、 の簡潔な紹介を試みている。 な理論や手法、 制度論、 アプローチなどが併存しており、「合意されたアプローチというものはない」という状況と 構成主義などが取り上げられているのである。このように分かりやすい構成を採った 第三版においては、その第一部「理論と諸アプローチ」で第一章から順に、行動論

で、本書は従来型の教科書のレベルを超えた独自の意義を有している、と評価しうるであろう。そしてその構成 れ 範囲を広げている。その意味で、同書は単なる「アプローチの羅列的紹介」を行うことにとどまらず、それぞ の最後に、これから検討する「第一六章 のアプロ 同書第二部の 1ーチの理論的基盤を解明しながら、その意義を比較検討することを可能にしているのである。この点 「方法」では、 各アプローチの理論的基礎をなしている存在論や認識論といった領域にまで検討 政治学の有意性」が置かれているのである。

この流 提示 アメリカ政治学会の大会会場で行った会長演説が直ちに想起されるであろう。彼はその中で、当時全盛を誇って いた行動論に対する「脱行動論革命post-behavioral revolution」を提唱し、政治学の有意性を強調したのである。 政治学の有意性the Relevance of Political Science」という章名からは、イーストンD. Eastonが一九六九年に (=革命) れを踏まえるならば、 が説かれる、 という可能性も想定されたが、本章では違う方向が採られている。 同書の最終章では、前章で触れてきた「支配的パラダイム」に対する新たな方向性

界の現状を「多様なアプローチの併存」と捉えていた。そこから彼らは、「政治を研究する際の最良の方法とは ストンが会長演説を行ったときとは異なり、マーシュらがこの教科書を編集した時点では、 彼らは

outward-looking criterion」に焦点を当てる、ということであった。彼らは、今日の社会が直面する課題や関 何 に対して、 .か」という問いを立てたのである。そしてその判断のために彼らが考慮した点は、「より外向きの基準a 政治学が何か意義のあることが言えるのか、という「有意性」の基準を設定する

説得力のある処方箋を提示できているか、と問いかけるのである。 彼らは、 第二には、 げられている。 の三点であった。第一には、 その際に、 が問 現代政治において焦眉の課題となっているこれらの争点に対して、政治学の各アプローチはどのように われている。 制度のレベ 彼らが「政治学における各アプローチの有意性」を検討するために取り上げた具体的争点は、 個人のレベルにおいて、積極的な政治参加をどのように実現するのか、 最後に、 ルでの 現代民主主義国家が直面している「諸個人のレベルでの政治不信と政治忌避」 「政治変革」の課題である。 第三にはグローバルガバナンスの領域における「国際的な制度の役割」である。 政治制度の設計と、その改革をどのように実現する が問われている。そして 以 下

について、次のように問いかけている。 は、 は、「この三つの手短なケーススタディで分かったことは、 rather dismal pictureである」、というものであった。政治学の各アプロ 彼らはこの三つの争点に即しながら、 さらなる努力が必要とされている。それでは、 政治学の各アプローチの 実際にどのような努力が必要なのであろうか。 政治学の有意性に関する、 「有意性」を検討している。 ーチが、 自らの有意性を主張するために むしろみじめな状 その上での 彼らはこの点

有意性を有するものへと変化させうるのであろうか。 我々は、 学界academiaと政治との間の接触を、 どのように強化できるのであろうか。 我々は、 政治を、 学問的アドヴァイスに対してより開 我々は、 学界をより

トtruely challenging projects である。」

かれた方向へと変化させることができるのであろうか。

はまだ開始されたばかりであるが、現在のところその中で有力な一翼を構成していると思われる「公共的紛争処 これらが「新しい政治学の採るべき一つの方向性」として浮上している。そしてその方向は、前章において検討 治学者が、自分たちの貢献を、人々にとって接近可能でかつ有意味な形態で発展させるならば、何人かの政治的 索することである。そして、「市民や政治家達は、常に耳を傾ける、ということはないであろうが、もし我々政 してきた「実践知的政治学」への試みと重なり合っている。また、グローフマンの議論に基づく対抗軸設定の中 アクターは、時折は、我々の下に来て接触することになろう」という文で、その結論を締めくくっている。 ターとの相互交流を活性化し、 政治学の有意性を追求すること、そのために、社会における具体的課題を検討しその解決策を模索すること、 彼らは、その結論の末尾で、このプロジェクトを次のように具体化している。それは、政治学者と政治的アク 理論的志向への「実践的志向」の対置、という方向性を示していると思われるのである。このような試み の研究動向を検討することが、本稿最後の課題となる。 現実の具体的な課題に対して、政治学者が自己のアプローチを用いて解決策を模

第二節 決定への志向:「公共的紛争処理」という新たな動向

理 Public Dispute Resolution」

本稿第一章第一節で紹介したように、 筆者はこの間「紛争処理過程の政治学的分析」というテーマで研究を

ク

いうまでもなく、これらは真に挑戦的なプロジェ

争処理」論なのである。まずその適用過程をみてみよう。 自己形成」という意義をも有することになる。このメカニズムを公共政策の領域に適用した議論が、「公共的 調停の過程は当事者にとって、 定を促進するために、当事者の意見を聞き、当事者を関与させつつ紛争処理の方向性を模索する。この意味で、 争に対して、自らそれを処理する能力を獲得することが重要であるとされていたのである。その際に、 Resolution」の議論であった。そこでは、 進めてきた。そこで当初参照した研究は、 過程を媒介する調停人は、その方向性を促進する役割を果たすことになる。調停人は、 としての調停の「民主性」を強調する議論がなされていた。 紛争処理の過程であることに加えて、「民主的紛争処理を実践する主体としての 最終的決定を他者に委ねる訴訟などとの対比において、「自己決定」 法律学の領域における調停論と、「裁判外紛争処理 Alternative Dispute 日々の生活の中で様々に生起する社会問題や社会紛 紛争当事者による自己決 紛争処理

と適用された。これらのプロセスは、 集団的な決定作成を改善しより大きな正統性を獲得することを目的とした。」 で導入されていった。二人の当事者からなる、 や合意形成の領域では、 交渉や調停の知的作業に影響を受けつつ、紛争処理のアイデアとプロセスはまた、 「すべての利害関係者stakeholdersによる議論への参加の拡大から、 紛争処理のテクニックが、 両極化された政治的対立状況の中で公共政策が行き詰まったときに 調停の伝統的モデルを拡大することにより、 ガイドされた会合の管理や従来型とは異なる政治過程 より良い紛争処理が生じる、と示唆する 他の領域にも創造的 公共政策 0 促 な形 進

決定作成過程の改善を図ることが、 伝統的 な調停モデルを拡大しつつ、 公共的紛争処理論の目的とされたのである。そのプロセスモデルは、 公共政 策の領域に導入することによって、 そこに サスカ

目標を以下のように記している。

実践』への「序論」において、「公共的紛争処理」を「公共的領域における合意形成」と定義づけた上で、 インドL. E. Susskindらによって「多当事者間交渉multiparty negotiation」の一類型と位置づけられている。 「多当事者間交渉」論に関する四巻本のリーディングスを編纂した彼は、その第二巻 『公共的紛争処理の理 論と

きな透明性が確保され、相互行為はより非公式的な形を取るのであり、その目標は、 態に彼らを関与させる。より多くの利害関係人が包摂され、より多くの情報が共同に産み出され、より大 unanimity に近づくことである。」 対話face-to-face dialogへと引き込み、伝統的な政治交渉では見られないような問題解 公共的領域における合意形成は、しばしば調停人によって支援されながら、多数の利害関係人を対 できる限り全員一致 決のさまざまな形

の点について、 するため や利害関係 義deliberative democracy」との類似性を有している。そしてそれはまた、調停が、二当事者間の紛争処理 であると同時に、民主主義的主体への陶冶をめざす「市民教育」の過程でもある、という「調停の民主性」 言えよう。その意味でこの議論は、協議を通じてその参加者の選好を変容させ、合意形成をめざす「熟議民主主 このように「全員一致」をめざす点では、公共的紛争処理論も、 の独自の契機こそが、「できる限り全員一致」の合意形成をめざすための しかしながら、「多当事者間交渉」の一類型としての「公共的紛争処理」においては、 人が存在するところから、「調停」の議論には含まれていなかった困難性が生じてくる。 先に紹介したサスカインドの別稿を参照しながら検討していこう。 合意の形成をめざす調停論と類似 「制度設計」なのである。こ 多数の当事者

内容を紹介しておこう。

まずサ

、スカインドは、

熟議民主主義との交流

の中で、

公共政策紛争処理

の実践家たちの行

勤

に

民主主

義の

策関連の専門職大学院でのみ行われていたようである。 策研究の研究者との交流が見られる程度であった。 置かれていたと思われる。 も始められている。ただし、この領域における初期の作業は、 とともに現時点での第一人者である。 係者たちの中で、どのようにして合意を形成するか」という問題を解くための技法に関する知見の蓄積に重点が て詳細に紹介されている。そして、その過程でまとめられた彼の成果の一 初頭から九○年代後半に至るまでの、 て急速に変化を遂げつつあると思われ 彼 その歴史は は マ + ^チューセッツ工科大学の都^ 「公共政策の紛争処理の進化」と題する論文で詳しく述べられ したがって、 公共的紛争処理に関する理論と実践の進展過程が、 る 彼はすでに一九七〇年代からこの領域での 市 隣接領域であるはずの政治学との交流はほとんど見られず、 計 画の教授であり、 この分野の 筆者の見る限り、 公共的紛争処理論 知見の教育も、 非常に実務志向的であり、 部は、 このような状況は二〇〇〇年代に入っ れている。 各大学のロ 鼠の領域 我が国でも翻訳され ?研究と実務活動とを開始 においては、 そこでは 具体的事 1 「対立している利害 ス ヘクー 例紹介も含め 先駆者 ル 行政学や政 九七〇年代 や、 また紹 してお である

が寄稿している。ここでは、 Dispute Resolution Magazine に関するワークショ ンドやメンケル-メドゥ C. Menkel-Meadow らが、 二〇〇五年六月に、 ツ マサチューセッツ工科大学とハーヴァー プが開催された。その成果を踏まえた、 紛争処理論から熟議民主主義へのアプロー の二〇〇六年冬号に掲載されてい そして熟議民主主義の領 ・ド大学の共催による 同一 る。(17) 同 テー 誌には、 チ、 マ 域からはフィシュキンJ.S. (T) という視点から、 特集記事 紛争処理論 「熟議民主主義と紛争処 が、 0 『紛争 いくつかの論考の 領域からサスカ 処理 ガ

可能な合意agreementの達成」に焦点が当てられる、としているのである。ここには、決定の作成とその履行に ている。また第二に、それは げている。公共的紛争処理論の視点からそれを簡単にまとめておくと、まず第一に、それは「代表原理」を認め 明責任と透明性を確保しつつ、全ての参加者が合意可能な決定を作成する、という「公共的紛争処理」の原則は 深化」という新たな意義が付与された、としている。自立的な行為主体が平等に討議の過程に参加する中で、説 インドは、 の「成功の基準」は熟議民主主義論のそれとは異なっているのである。この三点目について付言すれば、サスカ であろう。 利害関係者の平等な参加と理性的な決定とを結合するものとして、まさに民主主義の具体化、と評価しうるもの ただし、彼はこの論文で、公共的紛争処理論と熟議民主主義論との間の差異として、以下の三点を挙 熟議民主主義論者は「人々の間の討論の質」を問題にするのだろうが、公共的紛争処理では、「履行 「個別的な問題の解決ad hoc problem-solving」をめざしており、そして第三にそ

異なった問題にはそれぞれ異なった対応プロセスが想定されている、と述べる。 さらには感情や道徳意識までをも喚起する議論を行う、としている。そして最後に第四として、 議のレベル」が挙げられており、紛争処理の過程では「理性的討議」だけでなく、 する、としている。そして第二には、紛争処理論は「決定志向型のプロセス」に関心を持つとする。 とした上で、以下の四点を挙げている。それは第一に「時間の枠」であり、紛争処理論は即 ている。彼女も、公共的紛争処理論は、熟議民主主義論との共通点を有しているが、そこには差異も存在する、 |調停|| 論の研究で著名なメンケル-メドゥも、同誌の特集内での論文で、サスカインドと同様の論点を検討し 利益感覚に基づいた交渉や、 座の問題解決を志向 紛争処理では、

この

一両者に共通するのは、

公共的紛争処理の過程が明確に「決定作成志向型」であり、

最終的には

「ほとんど

重点を置いた、公共的紛争処理論者の特徴が出ていると思われる。

取ることができるであろう。

この公共的紛争処理論という

の第

は、

個別的な問題や紛争が出現してくる背景を踏まえる、

「実践的政治学」

の

特徴は、

以下の

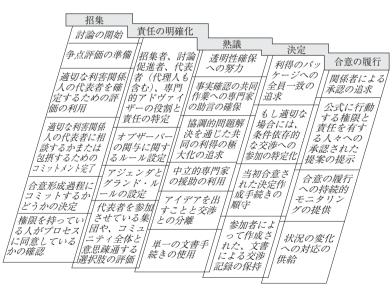
全員一致 様なアクターに開 「履行可能な決定作成」に向かう(=閉じる公共性)こともまた重要と思われる。 熟議民主主義の議論は、 「論の立場は、 の形での合意agreementの作成」 じかれた討論を実施することが重要であるが かつて私が主張した「閉じる公共性」の議論と重なり合う。 まさに相補い合うような位置関係にあるものと考えられるのである。 をめざす、ということを強調している点である。この点で、 (=開く公共性)、他方ではその討 政治過程においては、 その意味で、公共的紛争 論を収束させて 一方で多 公共的紛

まえた上で、 ことを避け、 とされるのである。その際に留意するべき点は、利害関係人の内の一部が勝者に、そして他の一 として組み込まれてい ての利害関係人を招集しつつ、そこでの議論を拡散させないための制度設計 論がこれまで蓄積してきた経験を踏まえて、その方向へ向けた努力がなされているのである。 などアクター間での意見対立が激しい争点の際には、 では詳述しない。以下の第四図に表されているような「五段階のプロセス」を経ながら、合意を形成してい スについては、 多様かつ多数の利害関係人を集めつつ、 交渉を開始する。 交渉参加者のほとんどが合意できる解決策を見いだすことであるとされている。 サスカインドらの著作 る。 まさに、 討論促進者 facilitator や中立的専門家の活用もまた、最終的な決定作成への 課題解決と紛争処理とを志向する「実践的政治学」への試みを、ここに見 『コンセンサス・ビルディング入門』で詳しく紹介されているので、ここ 焦眉の課題に対してどのように合意を作成していくのか、 決して容易なことではないと思われるが、 (=グランド・ルー そのために、 これは、 公共的紛争処理 部が敗者になる ルの設定) そのプ 環境問 すべ í セ

な政治学

と言う点で「文脈依存的 contextual」の四点にまとめることができると思わ

後に 5 \mathcal{O} 経 個 より 0 K 題 体 を 加 題 で 論 ため 特 解 が 強 理 あ 理 験 扪 は 志 E 自己 く志 論 0 デ 的 効 徴 第 向 ょ る 決こそ 率 加 は ため 第 n 蓄 文 を ル n 的 \mathcal{O} [には、 を 脈 的 斻 向 協 導 と言うことで 流 積 \mathcal{O} participatory_ とそ 図 して 構築 な結 多 か が 的 議 か 0 より公平で、 数数 ょ Ď 8 É な n この 生じ いのでは ·交渉 示され 批 σ n 果をもたら (V 0 た デ لح `る Ŕ 利 ĺV 理 0 議論 problem-driven_ 害 構 的 てくる 理 を進め 論 展 61 関係 しある。 なく、 Ċ 築、 化だけで 開 決定をも 論 と言うことであ ば である、 Vi 0 紛争 より 峙 個 á 7 す」こと、 る 人を招集 と言う点で Ħ それ そ が (V 別 的 ,処理 安定的 合意 たら 不可 なく、 くため 的 と言う点できわ な L と言うことであ を通 て第 紛 Ö 0 と言うことであ 欠となろう。 す 形 で 争 ため と規定 ĩ 政 成 あ る 0 は た紛 そこで紛争 治 た 的 á 課 加 0 ょ 8 理 7 協 題 n 筝 決 紛 を ブ + 議 志 0 定作 や交 お 争 普 図 7 瞖 П ス 加 8 向 0 理 明 る け 셌 遍 n 61 1 力 7 的 紛 共 لح 鴻 る 理 的 な る(23) チ イ 成 伽 争 的 他 理 が 自 最 理 課 0 0



合意形成の本質的諸段階 第四図

潮

لح

0

判

な対

公

をめざす「新たな政治学」

の模索の作業において、

自立的 決定作成のため政治制度の ろう。「国家の機能不全」が喧伝される現在において、市民の「自主的な紛争処理能力」 立が激化していくよりも、 在するのである。 義を有する「望ましい紛争処理の一手法」である、と主張した。本稿で検討した公共的紛争処理のプロセスもま 文において、 紛争処理を可能にする、という指摘があった。この「公的紛争処理」においても、 カニズム」が強制可能 いると思われる。そしてその点にこそ、調停と公共的紛争処理という独自の紛争処理メカニズムの持つ意義が存 同様の意義を有していると思われる。 (common) 「調停」論を素材としながら私がかつて行った研究を想起して欲しい。 調停とは訴訟までに至らない中間的な「紛争処理の手法」なのではなく、 「調停」の議論においても、 なレベルで完結する「自主的で民主的な紛争処理メカニズム」である、という特徴を有して (official) な空間に存在しているが、調停や公共的紛争処理とは、その制度を利用せずに、 当事者に近いところで望ましい紛争処理が行われる可能性が存在する、 みに依拠しない 先進諸国においては、 「自生的な制度設計」 それが訴訟よりも迅速で安上がりで、 重要な位置を占めていると思われるのである。 立法制度や司法制度といった「公的決定創出 をも重視する公共的 議会などの政治制度の中で対 私は前論文シリー かつ当事者 |紛争 それ自体として独自の の増進を図るとともに、 処 理 0) の満足度が 論は、 と言えるであ ズの第三論 実践化

紛争処理の領域では、

その作業は始まったばかりである。

註

U

(2)(1)David Marsh and Gerry Stoker, eds., Theory and Methods in Political Science, Macmillan (Basingstoke,

Marsh and G. Stoker, eds., *Theory and Methods in Political Science*, 2nd edition, Palgrave Macmillan (Basingstoke, 2002)

(3)

科書は、 興味深い作業と思われるであるが、ここでは割愛する る、 といった事態が起こっている。その構成の変遷や各章の内容の異動を比較検討することも、 改訂されるごとにその構成が少しずつ変更されるとともに、ほぼ同一のタイトルの章であってもその執筆者が変更され 政治学の理論状況を考察する上で

D. Marsh and G. Stoker, eds., Theory and Methods in Political Science, 3rd edition, Palgrave Macmillan (Basingstoke, 2010). この教

- 4 G. Stoker and D. Marsh, "Introduction," in *ibid.*, p. 1
- (5) and Methods in Political Science, 3rd edition, pp. 325-342 Guy Peters, Jon Pierre, and Gerry Stoker, "Chapter 16: The Relevance of Political Science," in D. Marsh and G. Stoker, eds., Theory
- (6) イーストンのこの会長演説は、彼の著作『政治体系』の第二版に収録されている。

章で簡単に紹介したことがある。 1981). 山川雄巳訳『政治体系:政治学の状態への模索 David Easton, The Political System: An Inquiry into the State of Political Science, 2nd edition, University of Chicago Press (Chicago, 拙著『社会科学の理論とモデルーー 比較政治』、東京大学出版会刊、二〇〇一年、 第二版』ペりかん社刊、一九七六年。これに関しては、以下の著作の第四

- (7) 「研究アプローチの一貫性と洗練さ」を挙げている。 G. Peters, J. Pierre, and G. Stoker, op. cit., p. 325. ちなみに、これと対比される「内向きの基準 'insider' criteria」として、 彼らは
- © *Ibid.*, p. 341

下

- (9) *Ibid*
- il Ibid., p. 342
- (11)Carrie Menkel-Meadow, "Roots and Inspirations: A Brief History of the Foundations of Dispute Resolution," in Michael L. Moffitt and

Robert C. Bordone, eds., *The Handbook of Dispute Resolution*, Jossey-Bass (San Francisco, 2005), p. 22

- (12)Susskind and Larry Crump, eds., Multiparty Negotiation: Volume 2 Theory and Practice of Public Dispute Resolution, Sage Publications Lawrence E. Susskind and Larry Crump, "Multiparty Negotiation: Theory and Practice of Public Dispute Resolution," in L.
- Published in Association with the Program on negotiation at Harvard Law School (London, 2008), p. vii

田村哲樹『熟議の理由』、

勁草書房刊、二〇〇三年

(13)

熟議民主主義については、以下の著作を参照。

- (14)Research, vol. 16, no. 2 (Summer, 1999), pp. 96-105. この論文は、 手することができる(二〇一一年八月一四日の時点で確認)。http://web.mit.edu/publicdisputes/pdr/index.htm L. E. Susskind and Sarah McKearnan, "The Evolution of Public Policy Dispute Resolution," in Journal of Architectural and Planning **PDFファイルの形で、下記のMITのウェッブサイトから入**
- 二〇一〇年 山英明·松浦正浩訳 Robert's Rule: The New Way to Run Your Meeting, Build Consensus, and Getting Results, Oxford University Press (New York, 2006). 域 一人は、次の入門書も刊行している。松浦正浩 邦訳されているサスカインドの著作とその訳書の書誌情報は、 『コンセンサス・ビルディング入門:公共政策の交渉と合意形成の進め方』、有斐閣刊、 『実践! 交渉学―いかに合意形成を図るか』、ちくま新書八三九、 以下の通り。L. E. Susskind and Jeffrey L. Cruikshank, *Breaking* 二〇〇八年。 筑摩書房刊
- (16) 下記のMITのウェッブサイトからアクセスすることができる(二〇一一年八月一四日の時点で確認)。 http://stellar.mit.edu/S/project/deliberativedemocracy/materials/htm MIT-Harvard Workshop on Deliberative Democracy and Dispute Resolution in June 2005. このワークショップに関する情報には、

(17)"Focus: Deliberative Democracy," in Dispute Resolution Magazine, vol. 12, no. 2 (Winter, 2006). この雑誌は、

「紛争処理セクション Section of Dispute Resolution」が年四回刊行している専門誌である。

American Bar Association ©

アメリカ法曹協会

- (18)L. E. Susskind, "Can Public Policy Dispute Resolution Meet the Challenges Set by Deliberative Democracy?" in *ibid.*, p. 5. &\$? (1)
- の論文は、先に本章註一二で紹介したリーディングス第二巻の第一論文として再録されている
- (19)Richard C. Rueben, "The Democratic Legitimacy of Government-Related Dispute Resolution," in ibid., p. 23
- (20) C. Menkel-Meadow, "Deliberative Democracy and Conflict Resolution," in ibid., p. 20

紛争処理過程の政治学的分析③

紛争処理と『公共性』」、

名古屋大学『法政論集』

二三二号所収、二〇〇九年を参照。

(21)

この点については、

・拙稿「シリーズ

- (22)L. E. Susskind, "Arguing, Bargaining, and Getting Agreement," in Michael Moran, Martin Rein, and Robert Goodin, eds., The Oxford
- Handbook of Public Policy, Oxford University Press (New York, 2006), p. 287

L. E. Susskind, "Deliberative Democracy and Dispute Resolution," in Ohio State Journal on Dispute Resolution, vol. 24, no. 3 (2009)

前註四で言及した拙稿の、とりわけ二六頁から二七頁を参照。

(23)

(24)

(25)capital」の再建や、「信頼形成」への努力と連繋する、と言う評価がなされている。 章に付された註一二で紹介したリーディングス第二巻への序文を参照。そこでは、 公共的紛争処理の議論が、 現代の政治学の抱える問題に対して一定の貢献をなし得るのではないか、 公共的紛争処理の作業が、「社会資本social と言う点については、 本 提としている。

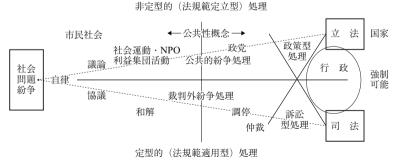
むすびにかえて:「新しい政治学」への第一の方向性

と差異のみならず、 踏まえつつ開始されたものである。前シリーズでは、 たと考える。 示しておいた。このような分析枠組を導入することにより、 命題を出発点としつつ、「決定作成過程」の三段階六局面論の具体化を試みた。その際に、 「政策型紛争処理」という紛争処理の二類型を踏まえつつ、 変容期の政治学」と題するこの論文シリーズは、 両類型の内部におけるさまざまな紛争処理の手法間の差異をも明確にすることが可能となっ 政策形成過程論と法的紛争処理過程論との 前論文シリーズ「紛争処理過程の政治学的分析」の それを紛争処理の制度論と結合した以下の第 両類型の取り扱う「社会問題 ・社会紛争」 「訴訟型紛争処理」 同型性、 0) 成果を Ħ という 図 を

なレベルで完結するさまざまな「紛争処理メカニズム」が存在している。この点に、 メカニズムが持つ独自の意義が存在するという点が、 (official)な空間に存在しているが、それらと「社会紛争・社会問題」との中間領域には、 第五図における両類型の右端には、 立法制度や司法制度といった「公的決定創出メカニズム」 本稿の第一の主張である。そしてこの点は、 調停や公的紛争処理などの 自立的 が、 次の主張を前 可能

たな可能性を自ら切り開いていく、という作業が必要と思われる。その点で、 とは確かであろう。 流をなしていると思われる、 「ペレストロイカ」 しかしそれを否定的にのみ評価するのではなく、その一面性を指摘しつつ、 名のメールやフライバーグの著作が指摘しているように、 合理的選択理論などの潮流には、 政治学理論としての狭隘性や問題性が存在するこ 現在の「主流派批判」 アメリカ政治学会 政治学理 の作業にも で主

会が 解明に 究動 課 問 成とその 対 私 的に取り組むことを通じて、新たな政治学の発展方向も明確化されてい 提 7 題 は考えている。 題 示であっ に取 本稿が主要に検 く可 性を感じるところであるが、 直 反 向 それ 主 向 整 面)履行_ 流 かうべきだと考えてい 蓮 能性に、 'n が本 を利 て 派 組 むとい を志向 る具 とい 新 稿 用 付言すれ 0 私 体 討 第 う作業が 0 ながら、 は期待したい。 13 た硬 した考察を行うことにより、 的 政治状況 したのは、 課題 0 直 ば、 主 的 新たな発展 一張であり、 に対して、 るのではない。 私は、 の下で、 定程度は必要と思われるのである。 二項対立に陥っ そ 政治学の 本稿ではそのために、 0 批 政治学の全ての作業が、 さまざまに生起する社会問 判 本稿が主張する その解決や処理をめざす 0 0 作 有意性」 方向性を検討 5 業が ない 政治学の 政治学の実践化をめざす ためにも 新たな政 0 苒 研究動 獲得をめざす グ してみ 口 向 実践 沿治学 新たな政治] が「主 Ċ 政治学 問題に 的 マ 決定作 現代 そ ン 発 くと 流 積 題 σ 0 展 派 \mathcal{O} 極 中 研



社会的紛争・問題の分類と紛争処理の手法との結合 第五図

法政論集 242号 (2011)

(1)

第

Ŧĩ.

は

前

稿

紛争処理と

"公共性

0) 貢

(に掲載され

てい

註

0

方向性と思わ

れる

のである。

収

録するにあたり、

若干 掲

·加筆した。